

江戸川区小中連携教育基本方針

— 併設型小中学校の設置を見据えて —

【一部改訂版】

江戸川区教育委員会

平成 29 年 3 月

■ 目次

目次	P 1
はじめに（一部改訂にあたって）	P 2
第1章 江戸川区立学校における小中連携教育の方向性	P 3
第1節 江戸川区立学校における小中連携教育の方向性	P 4
第2節 小中連携教育の内容	P 7
第3節 小中連携教育推進体制の整備	P 8
第4節 具体的な取組	P 10
第5節 これまでの取組と今後の予定	P 18
第2章 江戸川区立併設型小中学校を導入する際の方向性	P 20
第1節 併設型小中学校を導入する際の考え方	P 21
第2節 推進のための基盤整備	P 24
資料	P 25～28
江戸川区「小中連携教育の日」実施要項（一部改訂）	
江戸川区小中連携教育連絡協議会設置要項（一部改訂）	

■ はじめに（一部改訂にあたって）

江戸川区教育委員会では、平成 28 年 1 月、本区における小中連携教育に関わる成果と課題及び将来的な「小中一貫教育」の可能性を踏まえ、「小中連携教育基本方針―小中一貫教育を見据えて―」を策定しました。この方針の中では、江戸川区立学校全校における「小中連携教育の推進」に関わる事項と「小中一貫教育を見据えた学校の在り方」について、その推進の方向性と基本的な考え方を示してきました。

その後、江戸川区立葛西小学校と江戸川区立葛西中学校を併設型小中学校とする方針が固められました。また、国の動きとしても、平成 28 年 4 月 1 日に 9 年間の義務教育を一貫して行う新たな学校の種類である「義務教育学校」の設置を可能とする改正学校教育法が施行され、さらに、平成 28 年 12 月には、「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引き」が示され、ソフト面での方向性も定まってきました。

これらの動きを受け、江戸川区教育委員会では、「江戸川区小中連携教育基本方針」の一部改訂に取り組み、併設型小中学校としての葛西小学校・葛西中学校を連携教育の推進役と位置付け、本区の小中連携教育のより具体的な展開を示すこととしました。

今後、この「江戸川区小中連携教育基本方針―併設型小中学校の設置を見据えて―一部改訂版」に基づき、関係する皆様の協力を得ながら、小中連携教育の充実を図ってまいります。

小中連携教育の導入は、そのこと自体が目的ではなく、本区の掲げる教育目標の実現に向けた方法の一つに過ぎません。大切なことは、子どもに関わる全ての人々が、義務教育 9 年間で連続した流れで捉え、教育の質を高めることであると考えています。

教員や保護者などの学校関係者はもちろんのこと、区民の皆様におかれましても一層の御理解と御協力をお願いします。

江戸川区教育委員会

第1章

江戸川区立学校における 小中連携教育の方向性

■第1節 江戸川区立学校における小中連携教育の方向性

1 基本的な考え方

江戸川区教育委員会では、「えどがわ10年プラン」（江戸川区基本計画（後期））に示された、「人間性豊かに 未来を担う人が育つはつらつとしたまち」の実現を図るため、教育目標・基本方針を下記の通り示している。

教育目標

こころ豊かに たくましく 教育の江戸川区

江戸川区教育委員会では、人権尊重の精神を基調として、未来を担う子どもたちが、「生きる力」の源である「知・徳・体」の力を身に付け、国際社会、地域社会の各界に貢献できる人間として、心身ともに健やかに成長することを願い、

- 自他を尊重し、人間性豊かで道徳心のある人
- 自ら学び実践し、共に教え合い、育ちあう、創造力と協調性豊かな人
- 将来の夢をもち、個性豊かに、持てる力を発揮して、進んで社会に貢献できる人を育てる教育を推進します。

上記の教育目標の実現のためには、子どもたちの心身の発達段階における学力形成の特質や、生活指導の上での課題が顕在化する時期などを考慮し、義務教育9年間を見通した学習内容や指導方法の在り方を見直すとともに、各学年間や小中学校の円滑な移行に資する取組の更なる充実を図る必要がある。

そこで、本区では、子どもたちが無理なく次の段階に移行できるよう、小中学校が一定の方向性を共有した上で、教育課程の編成を行う。また、子どもたち同士や教員の交流を行い、保護者や地域の方々とともに、魅力ある学校づくりを推進する。

2 基本方針

「学力の向上」「豊かな心の育成」「体力の向上」を柱として、小学校、中学校が連携した取組の充実を図る。

基本方針

- (1)「学力の向上」「豊かな心の育成」「体力の向上」を柱に、9年間を見通した教育課程の編成を行う。
- (2)児童・生徒及び教職員の交流を大切に、相互理解を基盤にした教育活動や指導方法の開発に努める創意工夫あふれる学校づくりを行う。
- (3)学校、家庭、地域が一体となった共育・協働の精神を貫く学校づくりを行う。

3 小中連携教育の重点

(1) 学力の向上

児童・生徒一人一人の学習状況を把握した上で、9年間を見通したカリキュラムの作成及び指導法の改善・充実

(2) 豊かな心の育成

規範意識やコミュニケーション能力を高め、不登校やいじめの解消等、正しい判断や行動に基づく社会参加ができる児童・生徒の育成

(3) 体力の向上

早寝・早起き・朝ごはん、運動、食育など、家庭と連携した取組を核とした、体力の向上と基本的な生活習慣の確立

4 小中連携教育で期待される効果

児童・生徒の学力の向上、心身の成長、体力の向上、学校・家庭・地域の一層の協働が期待できる

- (1) 小中学校の教員が情報交換や連携を充実し、義務教育9年間の教育活動を理解するとともに、指導方針を共有化することにより、地区ごとの教育課題に向けた取組の充実を図り、児童・生徒にとって安心感のある学校を実現できる。
- (2) 小中学校の教員が、授業参観や協議等を行うことにより、学校間の指導内容、児童・生徒理解や指導方法に関する理解が深まり、その改善に係る意欲の高まり等、意識面が変化し、9年間を見通した教育観・授業観が構築される。
- (3) 9年間を見通した適正な教育課程の編成により、基礎・基本の着実な定着が図れる。
- (4) 児童・生徒の交流促進により、小学生にとっては中学校進学に対する不安感の軽減、中学生にとっては自尊感情の高まりや規範意識の向上を実現し、不登校やいじめの解消に資することができる。
- (5) それぞれの学校が行ってきた学校と地域との関わりも生かしながら、それぞれの学校だけでは解決することが困難な課題にも、地域ぐるみで互いに協力しながら取り組んでいくことができる。

5 根拠法令等

- (1) 教育基本法（平成18年12月22日 法律第120号）第5条第2項

【義務教育の目的】

「義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うこと」

- (2) 学校教育法（昭和22年3月31日 法律第26号）第21条

「義務教育として行われる普通教育は、教育基本法第5条第2項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする」

平成19年6月の改正で、これまで別々に定められていた小学校・中学校の目標が義務教育の目標として統一され、義務教育9年間を見通して、小学校教育と中学校教育の連続性を一層重視。

第1章 江戸川区立学校における小中連携教育の方向性

(3) 学習指導要領（平成20年3月）

教育成果を緊密に連続・発展させて9年間の義務教育を共に推進していかなければならない。

(4) 学校教育法（昭和22年3月31日 法律第26号）第5章の2（第49条の2～第49条の8）

義務教育学校について規定。

(5) 学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）

義務教育学校の目的（第49条の2）

義務教育学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とすること。

(6) 学校教育法施行規則第5章第二節 中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校

同一の設置者が設置する小学校（中学校連携型小学校を除く。）及び中学校（併設型中学校、小学校連携型中学校及び連携型中学校を除く。）においては、義務教育学校に準じて、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すことができる。

■第2節 小中連携教育の内容

1 小中連携教育の手立て

(1) 教育課程における一貫性の確保

児童・生徒の学力の向上と豊かな心の育成、体力の向上を図るために、学習指導要領における各教科等の目標や内容を踏まえ、児童・生徒の発達段階に応じた「目指す子ども像」を設定し、重点的に取り組む指導内容や指導方法などを示した「小中連携教育構想」を作成する。

(2) 小中学校の児童・生徒の交流

小中学校間における体験的な交流や行事における交流、児童会・生徒会活動を通じた交流、既存の活動の合同開催などを実施し、9年間を通して計画的に互いの関わりを深める。

(3) 小中学校の教員の連携

小中学校の教員は相互に連携・協力し、児童・生徒に関する情報交換やチームティーチング、出前授業、小中合同研修会などを実施し、取組及び指導方法、指導体制の充実を図る。

(4) 地域との連携

保護者や地域人材、学校応援団、地域組織、公共施設などを積極的に活用した取組を充実させ、特色ある学校づくりや開かれた学校づくりを推進する。

2 小中連携教育の取組

(1) 「江戸川区小中連携教育基本方針」の趣旨に鑑み、学校長の意見を聞きながら、区立全小中学校の連携校を指定する。【教育委員会】

(2) 連携校間の協議に基づき、「小中連携教育構想」を作成し実施する。【学校】

(3) 「小中連携教育構想」に基づき、「各教科等の連携プログラム」を作成し実施する。【学校】

(4) 「小中連携教育の日」を設定する。【教育委員会】

(5) 「小中連携教育の日」について実施方法や内容を検討し、実施する。【学校】

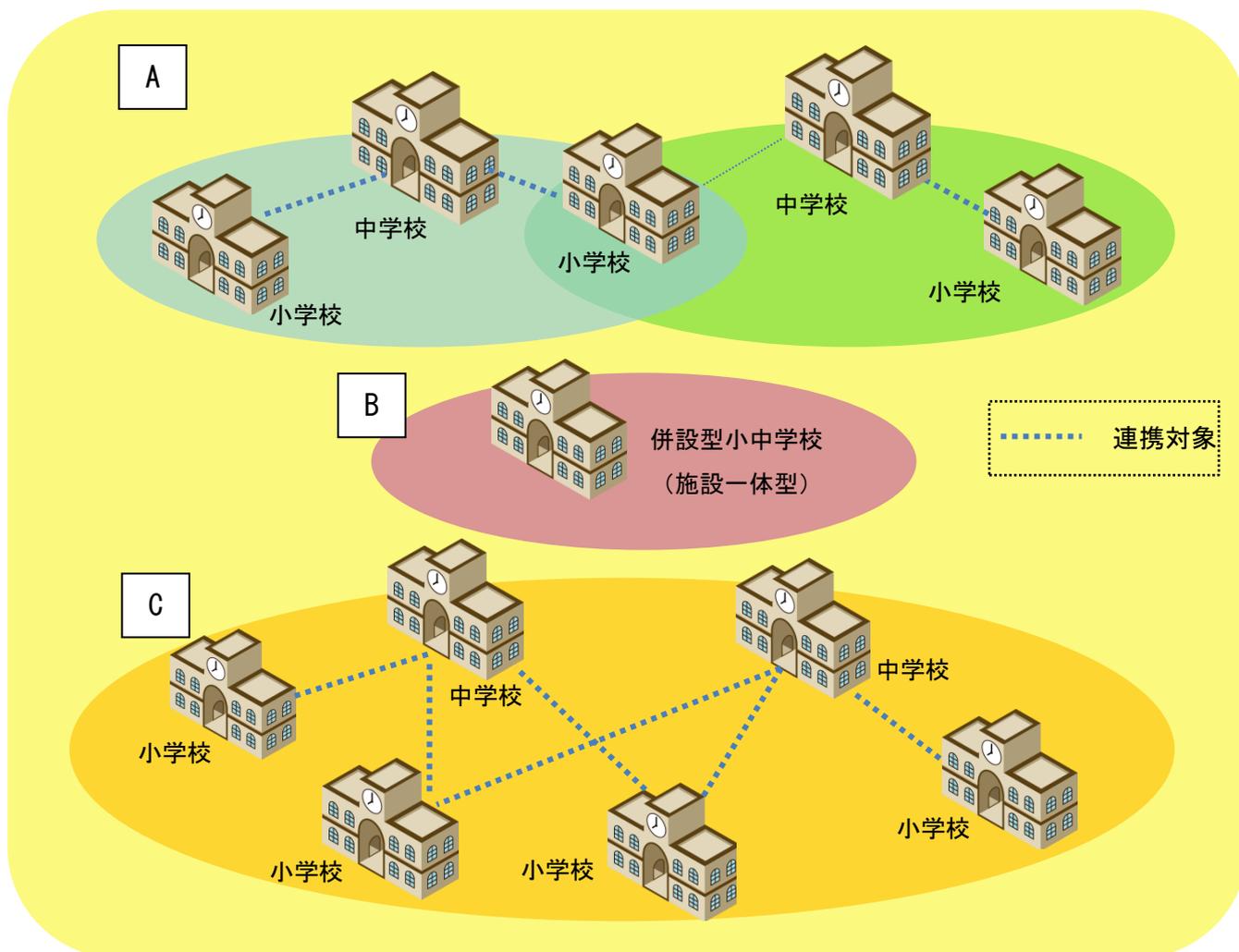
(6) 学校応援団をはじめとする地域人材や地域の自然、施設を活用した授業を行うなどの取組を強化するほか、地域ぐるみの環境づくり等について定期的に話し合いの場を設ける。【学校】

(7) 小中連携教育担当の指導主事を置き、区全体の小中連携教育構想等の連絡調整を図るとともに、取組に関する情報提供を適切に行う。【学校・教育委員会】

(8) 特定地域に、併設型の小中学校を設置し、将来に向けた小中連携教育のモデル校と位置付け、9年間を見通した教育の在り方のモデル発信の機能をもたせる。【教育委員会】

■第3節 小中連携教育推進体制の整備

1 想定される小中学校の組み合わせと形態



本区では、中学校とその周辺に位置する小学校が一つのまとまり（グループ）となり、小中連携教育に取り組む。小学校と中学校の位置関係により、3つの類型に分けることができる。本区では、各類型において、小中連携教育を効果的に実施するため、児童・生徒の交流や情報共有を深める工夫と手立てが重要である。

また、本区では小学校と中学校の通学区域が必ずしも一致しないことから、組み合わせの小学校から中学校へ進学しない場合がある。組み合わせに入らない中学校へ進学した場合でも、小中連携教育で培われた力を、進学先の中学校で発揮できるよう配慮が必要である。また、連携校の組み合わせ等については、本区の学校選択制の趣旨も踏まえ、随時検討・見直しを図れるようにする。

- A：複数の中学校へ通学区域がまたがる小学校が、グループ内の中学校のうち指定した1校を対象に、小中連携教育を実施するパターン
- B：同一校舎内で小学校と中学校が学習・生活し、小中連携教育を行うパターン
- C：複数の中学校へ通学区域がまたがる小学校があるが、近隣の複数の小中学校で1つのグループをつくり、小中連携教育を実施するパターン

2 連携校の指定

本区では、前述のような現状を踏まえ6・3制を維持し、小中学校がそれぞれで学校経営を行う中で、小学校高学年児童と中学校生徒の発達段階を考慮し、教職員交流や9年間を見通した継続的な指導等を通して、小・中の円滑な接続を図る。教育委員会は、これまでの小中連携の実施状況や進学先等も踏まえ、連携校を指定する。連携校については、教育委員会指導室が各校の校長と協議し、別途定める。

3 学校における推進体制の構築

(1) 小中連携教育連絡協議会の設置

連携校における具体的な取組を協議するため、「小中連携教育連絡協議会」を設置し、「小中連携構想」「小中連携教育プログラム」の検討及び「小中連携教育の日」における交流の具体的な取組を工夫する。

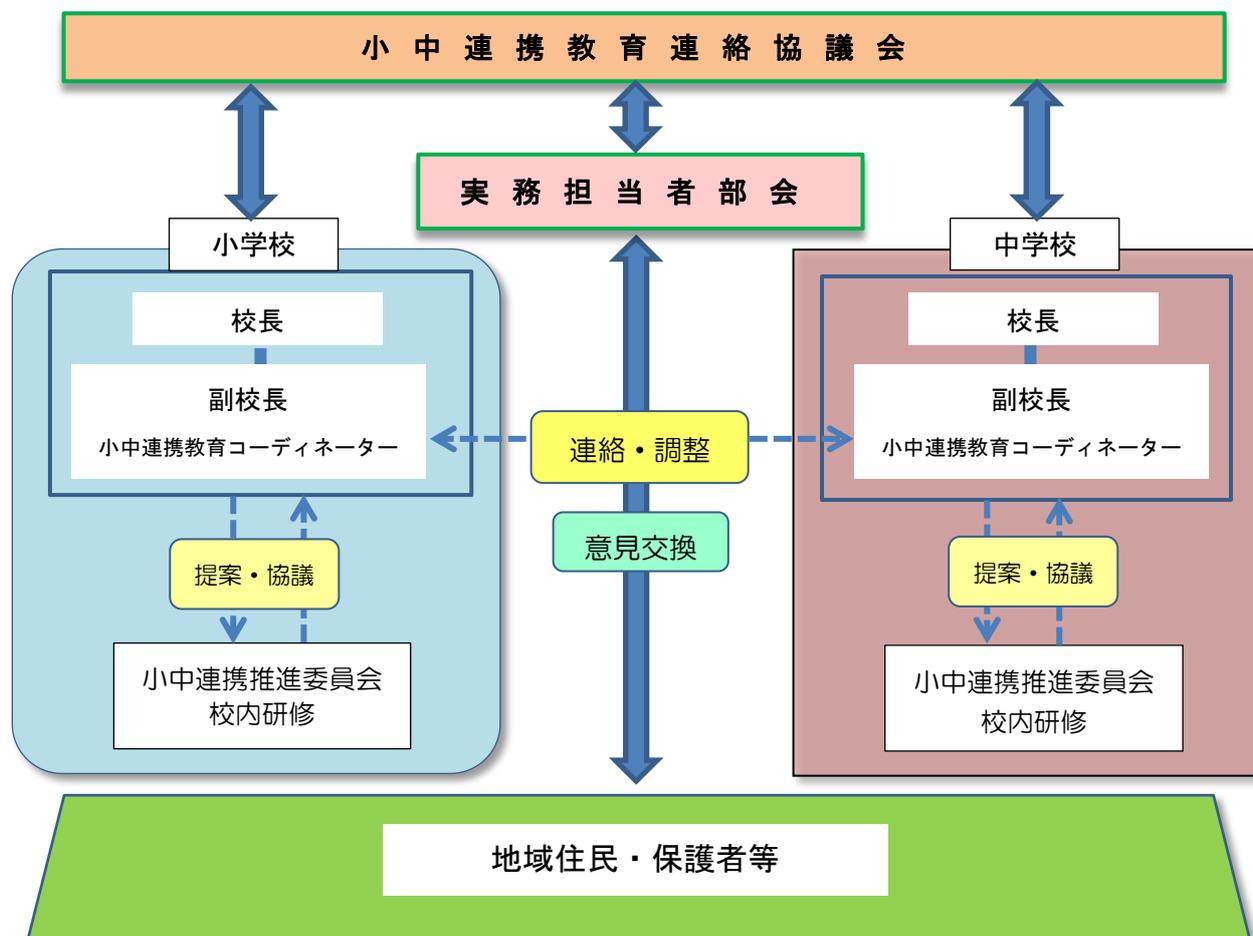
(2) 校内体制

小中連携校との連絡調整役として、「コーディネーター」（教職員）を校務分掌として位置付け、管理職や教員と連携しながら、小中連携教育の内容に関する企画立案を行う体制を整える。

(3) 地域連携体制

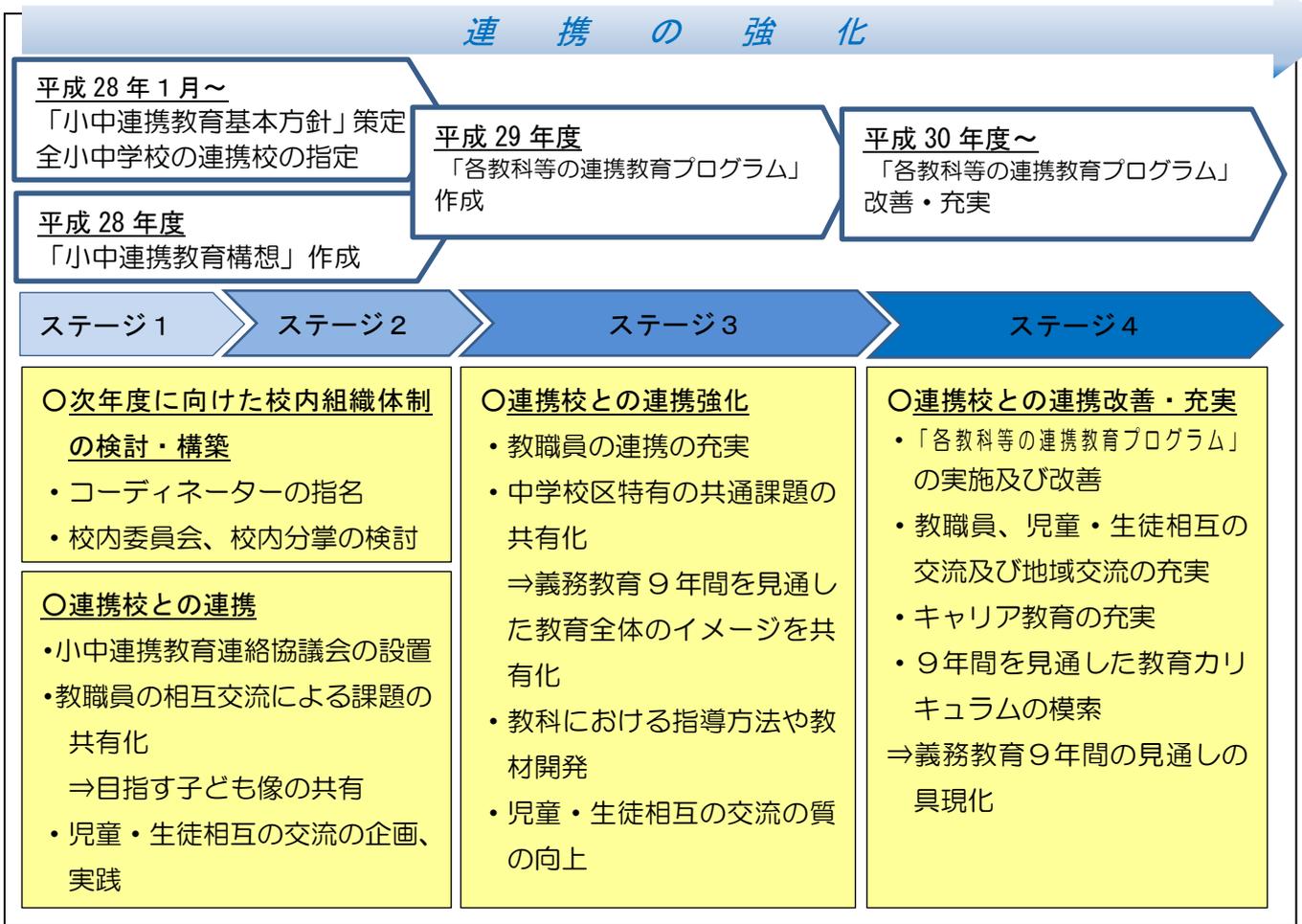
P T A会長等の保護者や学校応援団として学校活動を支援する地域の方々も含め、多様な関係者が小中連携教育の取組に関わるような工夫を行う。

【小中連携教育推進のための組織体制図（例）】



■第4節 具体的な取組

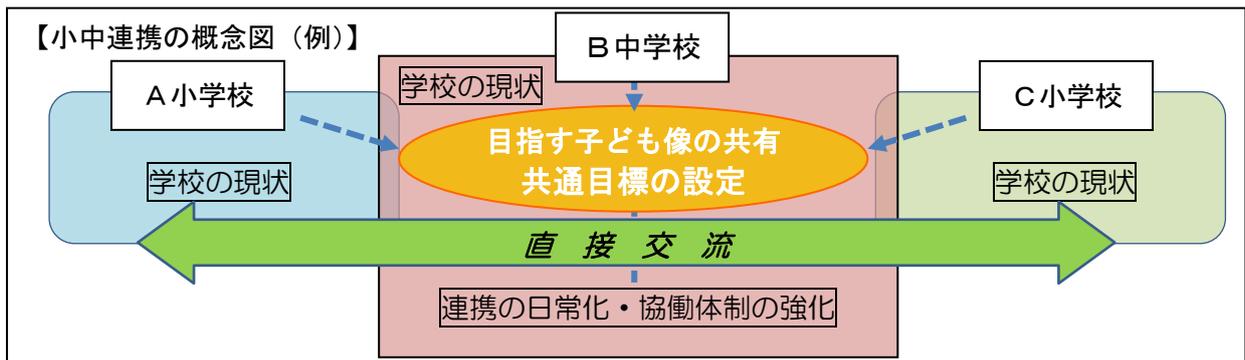
1 小中連携教育における教科連携までの手順



小中学校の教員同士が連携した教育を実施する場合は、まず互いを知り、個々の学校文化に根ざした考え方を変え、新たな文化を創り上げていこうという意識づくりが必要である。連携教育を進める中で教員同士が活発な交流を行い、様々な取組を試行することが大切である。各校の現状について情報を共有し、共に「目指す児童像」を描きつつ、目標に向けて取り組めるようにする。

2 連携校における「小中連携教育構想」の作成

- (1) 各小中学校の現状から共有化すべき課題を考え、小中共通で掲げる目標を設定する。
- (2) 「小中共通目標」を具現化させるために「目指す子ども像」を設定する。
- (3) 「目指す子ども像」を実現するため、効果的な交流や体制の在り方について検討する。



平成〇〇年度小中連携教育構想(例)

連携校名： 〇〇中学校、〇〇小学校、〇〇小学校

小中共通目標

- 基礎的・基本的な学習内容を習得させ、それを活用して、様々な課題を自ら解決できる児童・生徒の育成
- 人権尊重の精神のもと、自他ともに大切にし、より良い社会を築こうとする児童・生徒の育成
- 基本的な生活習慣を身に付けさせ、心身ともに健康で、最後まで粘り強くやり遂げる児童・生徒の育成

目指す子ども像

- 「よく考える子」 基礎基本を身に付け、自ら学習に取り組む子ども
- 「思いやりのある子」 豊かな人間性や社会性を身に付けた子ども
- 「健康な子：たくましく」 基本的な生活習慣を身に付け、健康な体、体力をもつ子ども

	学力の向上	豊かな心の育成	体力の向上
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・国語科、算数科・数学科を中心に、児童・生徒一人一人の学習状況を把握し、基礎基本の徹底を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・規範意識やコミュニケーション能力を高め、正しい判断や行動に基づく社会参加ができる児童・生徒を育成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・早寝・早起き・朝ごはん、運動、食育など、家庭と連携した取組を核とした、体力の向上と基本的な生活習慣を確立する。
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> ・算数科・数学科でつまずきやすい単元における既習事項の学び直しや反復学習の実施。 ・習得した知識・技能を活用する学習活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活科、総合的な学習の時間のボランティア活動等の活動の見直し ・「職場体験活動」に向けた取組の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・体育科、家庭科、特活、その他の活動を関連付けたカリキュラムの作成・実施。
具 体 的 な 取 組			
交流活動	<ul style="list-style-type: none"> 【教】各教科分科会による「指導法研修」の実施 【児・生】活用問題に関する合同授業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 【地】小中合同の地域清掃活動の実施 【児・生】小学生への「チャレンジ・ザ・ドリーム報告会」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 【児・生】中学校体育科教員による出前授業の実施（小6） 【児・生】部活動体験（小6）

【課】教育課程における連携 【児・生】児童・生徒の交流 【教】教員の交流（研修等）【地】地域連携

2 「各教科等の連携教育プログラム」の作成

義務教育9年間を一体的に捉え、小中学校における教育上の差に十分な配慮を行い、児童・生徒が充実した学校生活を送り、学習内容の着実な習得が可能となるようにする。そこで、6-3制を維持しつつ小学校6年生から中学校1年生の接続に配慮し、次のような3期に分けた教育を展開し、教育内容を工夫して実施する。

● 基礎期【学びの基礎づくり】（小学校1年生～小学校4年生）

- ・ 学習活動を繰り返すことや具体操作を意図的に取り入れることにより、各教科等の基礎・基本の定着を図る。
- ・ 社会や集団のきまりを守り、身近な人々と助け合うなど協力する態度を育成する。

● 活用期【学びを広げる】（小学校5年生～中学校1年生）

- ・ 身に付けた基礎・基本を生かし、実践したものを一般化したり、一般化されたものを実践に生かしたりするなどの論理的な思考力を深め、物事を適切に判断する力を育成する。
- ・ 他の人と積極的にかかわりながら夢や希望を育む。

● 発展期【学びを深める】（中学校2年生～中学校3年生）

- ・ 学習した内容を自らの生き方と関連づけるなどして、将来への希望や社会の中でよりよく生きることができる自信と、生涯学習に向けた自己学習力を育む。

【義務教育9年間での重点 イメージ図】



「各教科等の連携教育プログラム」作成に当たっては、義務教育9年間を通した各教科等の目標を明確にするとともに、児童・生徒が身に付けるべき力を明らかにする必要がある。その上で、次の2点から単元や学習活動の見直しを図る。

(1) 効果的、効率的な授業展開

- ① 学習内容の系統性をもたせ、無理なく学習内容が定着するようにする。
- ② スパイラル的な学習を通して学習内容の定着を図る。
- ③ 学年間で重複している内容を見直し、効率的に学習内容が身に付けられるようにする。
- ④ 小中学校で、あえて同じ学習内容を取り上げ、重要な内容について着実な理解を図る。

(2) よりわかる授業の展開

児童・生徒がつまづきやすい箇所に既習内容を確認する授業を導入するなど、理解しやすいよう工夫する。

各教科等の連携教育プログラム(例)

各教科等 【重点を置く 指導】	小学校				中学校	
	1・2年	3・4年	5・6年	1年	2・3年	
国語科 【書くこと】	指導を置く	・相手や目的に応じ、段落相互の関係などに注意して文章を書く ・「あしぶえ」「読書感想文」の指導	・目的や意図に応じ、考えたことを文書全体の構成の効果を考える文章を書く ・「あしぶえ」「読書感想文」の発表による交流	・目的や意図に応じ、日常生活にかかわることなどについて、論理の展開を工夫して書く。 ・「校内弁論大会」による交流	2・3年	
	交流					
算数科 数学科 【数量関係 ・関数】	指導を置く	・伴った代わる二つの数量(折れ線グラフ) ・数量関係を表す式	・伴って代わる二つの数量関係の考察(比例・反比例) ・「活用問題」「国内外の話題や数学史」を共に考える合同授業	・関数関係を具現し考察する(比例・反比例→一次関数、二元一次方程式) ・「活用問題」「国内外の話題や数学史」を共に考える合同授業		
	交流					
社会科 (生活科) 【地域・社会との繋がり】	指導を置く	(生活科) ・身近な地域に出かけ、地域の人々とかわりを持ち、さまざまな場所やものを調べたり、利用したりする活動の実施「まちたんけん」(2年)	・「わたしたちの江戸川区」を活用した授業の実施	・「わたしたちの江戸川区」を活用した授業の実施(総合的な学習の時間との関連)	・「のびゆく江戸川区」を活用した授業の実施(総合的な学習の時間との関連)	
	指					
【地域・社会との繋がり】	交流	・「地域の人々の生活」発表による交流(中1)	・地方公共団体や国の政治の動き(小6)の発表による交流	・「身近な地域の調査」(地理的分野)発表による交流(小:中学年)	・「現代の民主政治と社会」(公民的分野)発表による交流(小6)	
	指導を置く	(生活科) ・子どもがよきに基づき主体的に問題解決に取り組み学習過程 ・「たねをまこう」(比較)	・子どもが主体的に問題解決に取り組み学習過程(比較・関連付け)	・子どもが主体的に問題解決に取り組み学習過程(比較・関連付け、条件制御、推論)	・実験結果から得られた要素を客観的に整理する(分析) ・分析した結果から一般的な事実や法則を導き出す(解釈)	
理科 (生活科) 【生命・地球】	指					
	交流		・自由テーマの共同研究(中2)	・自由テーマの共同研究(小:高学年)		

各教科等の連携教育プログラム(例)

各教科等 【重点を置く 指導】	小学校				中学校	
	1・2年	3・4年	5・6年	1年	2・3年	
音楽科 【表現 (器楽)】	指導を置く	・リズムパターンの組合せや重ね方の工夫を意識した演奏(様々な打楽器、オルガン、ハーモニカ、リコーダー、鍵盤楽器)①	・打楽器の組合せや音のパランスを生かした演奏 ・既習の学習や今後の学習との繋がりを意識した技能習得(①+電子楽器、和楽器、諸外国に伝わる楽器)②	・これまで学習した楽器の奏法を生かして演奏する (①+②+弦楽器、管楽器、打楽器、世界の諸民族の楽器) ・「日本のしらべ」の事前指導及び実施	・これまで学習した楽器の奏法を生かして演奏する (①+②+弦楽器、管楽器、打楽器、世界の諸民族の楽器) ・「日本のしらべ」の事前指導及び実施	
	交流		・「小中合同音楽祭」による交流	・「小中合同音楽祭」による交流		
図画工作科 美術科 【表現及び 鑑賞】	指導を置く	・繰り返し鑑賞することで表現力を着実に身に付ける (参考作品等の鑑賞、干渉を基にした表現)	・繰り返し鑑賞することで表現力を着実に身に付ける (参考作品等の鑑賞、干渉を基にした表現)	・繰り返し鑑賞することで表現力を着実に身に付ける ・鑑賞題材		
	交流		・授業による交流(作品の紹介、評価)	・授業による交流(作品紹介、評価)	・授業による交流(作品紹介、評価)	
家庭科 技術家庭科 【自分の 成長】	指導を置く		・2学年間の学習の異通しをもたせるためのガイダンスの実施「家庭生活と家族」 ・区「もったいない運動」の取組	・リサイクルを前提として材料及び加工法(技術) ・効果的なエネルギーの利用方法を考えたり、使用目的や使用条件に即した製作品の仕組みや構造の工夫 ・幼児の成長や家族、家庭に関する学習(家庭)		
	交流		・授業による交流(作品の紹介、評価)	・授業による交流(作品の紹介、評価)	・授業による交流(作品の紹介、評価)	
体育科 保健体育科 【陸上運動・ 陸上競技】	指導を置く	・30～50m程度のかけっこ、折り返しリレー遊び、低い障害物を用いたリレー遊びの指導	・リレー、小型ハードル走等の指導(学年対抗など)	・短距離走、リレー、ハードル走、走り幅跳び、走り高跳び等	・短距離走、リレー、ハードル走、走り幅跳び、走り高跳び等	・短距離走、リレー、ハードル走、走り幅跳び、走り高跳び等
	交流		・中学校体育科教員による出前授業 ・ミニ陸上大会による交流(中1)	・中学校体育科教員による出前授業 ・ミニ陸上大会による交流(小6)		

各教科等の連携教育プログラム(例)

各教科等 【重点を置く 指導】	項目	小学校				中学校	
		1・2年	3・4年	5・6年	1年	2・3年	
外国語活動 外国語科 【コミュニケーション】	指導を置く			・外国語でのコミュニケーションの体験 ・特有の表現がよく使われる場面 ・児童の身近な暮らしにかかわる場面	・つまずきやすい受け身の文についてより豊富な定着 ・現在完了形十受け身の文	・つまずきやすい受け身の文についてより豊富な定着 ・現在完了形十受け身の文	
	交流			・小学生・中学生との合同授業	・小学生・中学生との合同授業		
道徳 【主として集団や社会との かかわりに関 すること】	指導を置く	・「私たちの道徳」「東京都独自の道徳教育教材集」の活用 ・保護者・地域と連携した道徳授業 ・地区公開講座の充実 ・道徳授業の充実	・「私たちの道徳」「東京都独自の道徳教育教材集」の活用 ・保護者・地域と連携した道徳授業 ・地区公開講座の充実 ・道徳授業の充実	・「私たちの道徳」「東京都独自の道徳教育教材集」の活用 ・保護者・地域と連携した道徳授業 ・地区公開講座の充実 ・道徳授業の充実	・「私たちの道徳」「東京都独自の道徳教育教材集」の活用 ・保護者・地域と連携しながら道徳授業地区公開講座の充実 ・道徳授業の充実	・「私たちの道徳」「東京都独自の道徳教育教材集」の活用 ・保護者・地域と連携しながら道徳授業地区公開講座の充実 ・道徳授業の充実	・「道徳の時間」における合同授業
	交流			・「道徳の時間」における合同授業	・「道徳の時間」における合同授業		
総合的な 学習の時間 【ボランティア 活動】	指導を置く		・アイマスク体験、手話・点字体験 ・盲導文体験	・車椅子体験、高齢者疑似体験、幼稚園・保育園との交流 ・職場体験活動に向けた取組 ・「息づめよう将来の夢」(職業調べ)	・福祉施設見学 ・職場体験活動に向けた取組 ・「チャレンジ・ザ・ドリーム」(5日間)	・介護体験 ・福祉施設訪問	
	交流			・「チャレンジ・ザ・ドリーム」体験報告会」による交流(小6)	・「チャレンジ・ザ・ドリーム」体験報告会」の実施(中2)		

3 「小中連携教育の日」における交流

(1) 小中学校の教員交流

連携校の全教職員を対象として、生活指導、進路、各教科等の授業、教育課程編成及び指導方法に関する内容について、各校の課題を共有し、改善策を検討する。

- ① 小中学校で公開授業を実施し、相互参観を実施した後、協議会を通して指導力向上を図る。
- ② 小中学校合同で研究授業を実施し、研究協議を通して指導力の向上を図る。
- ③ 小中学校で特定の教科等や特別支援教育の専門性が高く指導力のある教職員による公開授業を実施し、その知見・指導技術を共有し、小中学校相互の教職員の指導力の向上を図る。
- ④ 小中学校の公開授業を実施し、協議会における児童・生徒に関する情報交換や共通理解等を通して、児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細かい指導により、児童生徒の学校生活への適応力の向上や問題行動等の減少を目指す。

(2) 児童・生徒の交流

小中学校の児童・生徒の交流授業により、児童・生徒が多様な教職員、児童・生徒と関わる機会を通して、児童・生徒に豊かな人間性を培うとともに、小学生の中学校進学に対する不安の軽減、期待感の向上と中学生の自尊感情の向上を目指す。

(3) 保護者・地域との交流（平成29年度より）

義務教育9年間を通じて、学校・家庭・地域が一体となって教育を行う観点から、児童・生徒交流の場への家庭・地域の協力や、地域行事への児童・生徒合同での参加などを通して、地域への愛着や思いやりの心を育むことを目指す。

■第5節 これまでの取組と今後の予定

●平成20年度

「江戸川区立小学校・中学校連携構想に関する基本方針」を策定

●平成21年度～23年度

モデル連携校を指定

平成21年度（5地区）

- ・ 小松川第三中学校 ⇔ 平井第二小学校
- ・ 葛西中学校 ⇔ 葛西小学校
- ・ 清新第一中学校、清新第二中学校 ⇔ 清新第一小学校、清新第二小学校、清新第三小学校、臨海小学校
- ・ 小岩第二中学校 ⇔ 南小岩第二小学校
- ・ 小岩第四中学校 ⇔ 上一色小学校、西小岩小学校

平成22年度（4地区）

- ・ 葛西中学校 ⇔ 葛西小学校
- ・ 清新第一中学校、清新第二中学校 ⇔ 清新第一小学校、清新第二小学校、清新第三小学校、臨海小学校
- ・ 小岩第二中学校 ⇔ 南小岩第二小学校
- ・ 小岩第四中学校 ⇔ 上一色小学校、西小岩小学校

平成23年度（1地区）

- ・ 清新第一中学校、清新第二中学校 ⇔ 清新第一小学校、清新第二小学校、清新第三小学校、臨海小学校

●平成24年度～26年度（2地区）

一貫教育校を見据えたモデル連携校を指定

- ・ 松江第六中学校 ⇔ 西一之江小学校（隣接型）
- ・ 葛西中学校 ⇔ 葛西小学校（一体型）

<研究概要>

- ・ 各教科等の指導における、小学校・中学校の連携・接続
- ・ 小学校・中学校を通じた体力向上の取組
- ・ 発達段階及び学校間の接続を踏まえた規範意識の育成と生活指導の充実
- ・ 小学校・中学校の連携・接続に寄与する研究

等

第1章 江戸川区立学校における小中連携教育の方向性

●平成27年度

「江戸川区小中連携教育基本方針―小中一貫教育を見据えて―」を策定

- ・江戸川区立学校全校での連携校を指定
- ・小中連携教育の日の設定

●平成28年度

各連携校における「小中連携構想」の策定

- ・小中連携教育連絡協議会の実施
- ・「小中連携教育の日」の全校実施（2回／年）
- ・「江戸川区小中連携教育基本方針―併設型小中学校の設置を見据えて―【一部改訂版】」の策定

●平成29年度＜予定＞

「江戸川区小中連携教育基本方針」に基づく実践・検証

- ・「小中連携教育の日」の全校実施（3回／年）
- ・各連携校における「各教科等の連携教育プログラム」の策定

●平成30年度以降＜予定＞

「江戸川区小中連携教育基本方針」に基づく実践・検証

- ・「小中連携教育の日」の全校実施（3回／年）
- ・「各教科等の連携教育プログラム」による実践

●平成31年度＜予定＞

江戸川区の小中連携教育の推進役としての「併設型葛西小中学校」の新校舎完成

- ・小中連携教育の推進役としての教育課程による実践・検証

第2章

江戸川区立併設型小中学校 を導入する際の方向性

■第1節 併設型小中学校を導入する際の考え方

1 江戸川区立併設型小中学校の目指す子どもの姿

小学校と中学校を併設することにより、義務教育9年間の連続性のある学校運営を行い、本書「小中連携教育基本方針」の目指す方向性の実現を図り、「生きる力」の源である「知・徳・体」の力を身に付け、国際社会、地域社会の各界で活躍し貢献できる人づくりを目指す。

※【併設型小中学校】

本書6ページ「第1章 第一節 5 (6) 学校教育法施行規則第5章第二節」参照

2 基本的な考え方

(1) 併設型小中学校のコンセプト

「江戸川区小中連携教育基本方針」に基づく小中連携教育の推進役を担う。

(2) 教育方針・指導の重点

「江戸川区小中連携教育基本方針」と同様

(3) 教育課程

本区における併設型小中学校については、他校が実施する小中連携教育の推進役となることが前提である。そのため、国が告示する学習指導要領の範囲内での特色ある取組とする。つまり、教育課程特例校制度や併設型小中学校の教育課程の基準の特例制度を用いた教育課程の編成については、原則として行わない。

① 教育課程の編成

小中学校の教員が合同で研修会や意見交換を行い、学力観、授業観の一貫性を担保する。地域において育てたい子ども像については、関係者が議論し、小中学校が協働して編成する。

② 教育課程上の区分

ア 本区の併設型小中学校においては、「6-3」制を維持しつつ、小学校6年生から中学校1年生の接続に配慮し、基礎期（小1～4）、活用期（小5～中1）、発展期（中2・3）の3期に分けた教育を展開し、「4-3-2」の区分ごとの目標を設定する。

イ 小中学校の教員が、部分的に相互の乗り入れ指導を展開し、併設型小中学校の全ての教員が教育課程のあり方に当事者意識をもちながら教育課程を編成する。その上で、9年間の連続性のある指導を充実させる。

ウ 「6-3」制の学校区分については、中一ギャップ等、区分間の移行に児童・生徒が対応できているかどうかを確認し、円滑に移行できていない児童・生徒への支援の視点をもつようにする。

エ 併設型小中学校は、小学校と中学校の通学区域が一致していないこともある。そのため、地区別の小中連携構想及び各教科等の連携教育プログラムに基づいて9年間を見通した教育課程を編成する。

(4) 推進体制

併設型小中学校における連携教育の実施にあたっては、各小中学校のみならず、江戸川区教育委員会、地域住民や保護者及び同中学校通学区域内の他の小学校が関与するような形態で、その推進体制についても適切に整えていく。

第2章 江戸川区立併設型小中学校を導入する際の方向性

① 校内体制

ア 校務分掌や小中学校教職員の連携のあり方について、よりリーダーシップを発揮し易くするため、校長は1名（兼務）とする。

イ 小中学校間の連絡調整役としてコーディネーターを校務分掌として位置付け、乗り入れ指導や合同行事の実施に向けての連絡調整を担う。また、管理職や教職員と連携しながら、連携教育の内容に関する企画・立案が行えるような形態を整える。

ウ 「4-3-2」の区分ごとに長を置き、企画、連絡調整等の役割を担当させるといった学年区分を意識した校務分掌を行う。

エ 勤務する教職員が組織的に職務を遂行できるよう、小中別々の校務分掌のあり方を見直すこととする。

例えば、教務関係、生活指導関係、進路関係等の部門を小中学校教職員が一体となって校務にあたり、教職員同士の日常的な関わりを増やし、相互の理解増進に努める。特に教科等については、9年間の指導の一貫性が組織的に図られるように特段の配慮を行うようにする。

オ 教職員の負担が過重とならないよう、校務のあり方について効率化の視点から見直しを行う。

カ ICT等を校務に十分活用し、負担軽減を図る。

② 小中学校間や外部との連携・協力体制

ア 個々の児童・生徒に関する学習指導、生徒指導上の課題を共有するため、密な情報交換の機会を設ける。不登校等の学校不適應については、早い段階からの対処を心がける。

イ 特別な支援を要する児童・生徒については、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）や個別指導計画を引き継ぐ。また、小学校における指導の経過を共有し、中学校教職員のより深い障害理解に繋げていく。特にエンカレッジルームの使用方法については、校内委員会を小・中合同で開催し、連携教育の推進役ならではの活用方法を検討する。

ウ スクールカウンセラーは、個々の児童・生徒に関する情報交換の機会に参加するのみならず、自ら情報交換の機会を設ける。

エ 学校応援団等、多様な関係者が連携教育の取組に関わるよう、工夫を行う。

③ 教育委員会事務局の関与

ア 指導室に併設型小中学校の担当を置き、区全体の連携構想等の連絡調整を図る。

イ 併設型小中学校を小中連携教育の推進役と位置付ける観点から、研究校に指定するなどして、積極的に授業公開を開催する。

ウ 公募制等を活用しながら、小中学校両方の免許をもつ教員や併設型小中学校に興味関心の高い教職員等の配置を考慮する。

エ 教育職員免許状の取得促進のための制度が創設されていることを踏まえ、区として小中学校の両免許取得を推進していく。

(5) 指導方法

① 乗り入れ指導の実施

児童・生徒の不安軽減、他校種への理解、授業改善、また、教員の意識改革等に鑑み、中学校教員を小学校教員に、小学校教員を中学校教員に充てるなどして、部分的に乗り入れ指導を行う。

第2章 江戸川区立併設型小中学校を導入する際の方向性

② 複数学年での合同授業や活動の実施

異年齢の他者と望ましい人間関係を形成したり、学習への動機付けが明確になったりするなどの観点から異学年の児童・生徒を交流させる。例えば、各学年のねらいに照らし合わせながら、小学校6年生と中学校1年生で合同授業を行ったり、中学2年生と小学校3年生等兄弟学年を設け、特別活動等における交流を行ったりする。

(6) 地域との連携等

① 「地域とともにある学校づくり」との関係

ア 義務教育9年間におけるよりよい学びの実現や生徒指導上の様々な課題の解決のためには、小中連携教育と併せ、地域との連携に取り組む。そのために、小中学校合わせての学校応援団を組織する。

イ 地域人材や地域の自然、施設を活用した授業を行うなどの取組を強化する。

ウ 地域の支援を得ながら連携教育を進めていく上で、学校関係者評価の結果を含め、連携教育の取組に関する情報提供を適切に行う。

エ 「地域とともにある学校づくり」の推進に資するため、多目的教室等の地域住民等への開放を検討する。さらに、地域との住民と児童・生徒の交流事業も併せて実施する。

② 地域連携コーディネーターの設置等

ア 保護者・地域との連絡調整役として地域連携コーディネーターを校務分掌として位置付ける。

イ 保護者や地域住民に見守られながら教育を受けられるような工夫が求められる。

そのためにも、併設型小中学校を設計する場合には、安全に配慮しつつ、地域住民が気軽に学校に立ち寄れるような工夫を行う。

■第2節 推進のための基盤整備

1 教員人事、教員免許

相互乗り入れによる指導は、児童・生徒の不安軽減だけでなく、教員の学習指導力の向上が期待できる。小中学校各教員は、各学校段階の中で職能を高めることに加え、異なる学校段階の教科等の指導について学ぶことで、義務教育の目的の実現、目標の達成を目指していく必要がある。

(1) 教員人事

- ① 他校種における教育のあり方について、その良いところを吸収することができるよう、教員の意向を踏まえながら人事交流を促進するといった視点を大切にする。
- ② 中学校教諭の免許状を有する者は、小学校においても、その免許状が相当する教科等の教員となることができる。併設型小中学校では、中学校教員に対して小学校児童への指導について積極的に研修等を行い、本人の意向を踏まえながら、乗り入れ指導の充実を図る。
- ③ 小学校教諭の免許状のみを有する者については、中学校において教科等の教員となることはできない。そのためにも、中学校の免許状を併有する小学校教員を配置し、本人の意向を踏まえながら、積極的に中学校の授業を受けもつようにさせる。その際にも中学校同様、小学校教員に対して、中学校生徒への指導について積極的に研修等を行い、乗り入れ指導の充実を図る。

(2) 教育職員免許

- ① 本人の意向を踏まえながら、小中学校の両方の教員免許を有している者の積極的な配置を教育委員会が行う。
- ② 教育委員会として、免許法認定講習受講の周知や免許法認定講習受講を推進する。

2 建築（設計）に関する基本的な考え方

平成27年7月、文部科学省が主催する「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」がまとめた「小中一貫教育に適した学校施設の在り方について」をはじめ、他自治体の先行事例も参考にしつつ、以下のような視点に留意しながら、効果的・効率的な施設整備を心がける。

- (1) 効果的かつコンパクトな作りを心がけ、児童・生徒が集う空間確保など、異年齢の交流が盛んに行われるような施設整備に努める。
- (2) 施設一体型または、隣接型の場合については、小中学校教員間の日常的な連携を図りやすくする観点から、職員室をできるだけ一体化する。
- (3) 校舎のコンパクト化を図るといった観点から、職員室を一体化する以外にも、特別教室や図書室、保健室、体育館の共用といった工夫も検討する。
- (4) 隣接もしくは近接の小中学校を改築する際には、併設型小中学校導入を検討する。

資料

江戸川区「小中連携教育の日」実施要項

平成29年1月31日

(目的)

第1条

児童・生徒との直接的な交流を通して、学びの連続性を踏まえた教育の充実を図り、本区児童・生徒の学力の向上、豊かな心の育成、体力の向上を図るため、「小中連携教育の日」を設定する。

(対象)

第2条

全江戸川区立小中学校を対象とする。

(指定日)

第3条

「小中連携教育の日」は、教育委員会指導室が年間3回を設定する。

2 指定日に、連携校における取組を実施することを原則とする。

指定日の内、「教員交流」及び「児童・生徒交流」の日については、年度ごとに教育委員会指導室が別途定める。「保護者・地域交流」については、地域行事との関わりもあるため、連携校において保護者・地域と十分に調整を行い、別途定めること。日程の変更がある場合は、連携校間及び教育委員会と十分な調整を行うものとする。

(連携校)

第4条

連携校は、教育委員会が指定した連携の対象となる小学校と中学校とする。

(内容)

第5条

本要項第3条2項にて設定した日に、以下の内容を実施する。

1 教員の交流

対象 連携校の全教員を対象とする。

内容 生活指導、進路、授業参観も含めた各教科等の授業、教育課程編成及び指導方法に関する内容について各校の課題を共有し、改善策を検討等の交流活動。

2 児童・生徒等の直接交流

対象 学校が指定した対象学年の児童・生徒

内容 児童・生徒が相互に認め合い、尊重できる直接的な交流活動。

(例 合同行事、中学校における部活動体験、生徒による体験入学等)

その他 児童・生徒の直接的な交流活動を原則とし、作品交流等の間接的な交流や、代表委員会及び生徒会等の少数の児童・生徒同士の交流は含まないものとする。

3 保護者・地域交流

対象 学校が指定した児童・生徒及び保護者・地域の方々

内容 保護者や地域人材、学校応援団、地域組織、公共施設などを積極的に活用した交流活動。

(小中連携教育連絡協議会)

第6条

連携校における交流を活性化する教育内容の充実と活動の質の向上を図るため、各連携地域に「小中連携教育連絡協議会」を設けることとする。

附 則 この要項は、平成28年4月1日より施行する。

この要項の一部改正は、平成29年4月1日から適用する。

江戸川区小中連携教育連絡協議会設置要項

平成29年1月31日

(目的)

第1条

教育委員会は、小中連携教育の実施に当たり、小中連携教育連絡協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条

義務教育9年間を見通した学習内容や指導方法の在り方を検討するとともに、連携校における交流を活性化する教育内容の充実と活動の質の向上を図ること目的として、連携地区ごとに協議会を設置する。

(組織)

第3条

協議会は、連携校の各小中学校管理職、教員で組織する。

- 2 協議会に会長、副会長を置く。会長は中学校長より1名、副会長は小学校長より1名選出するものとする。
- 3 協議会は、会長が招集し、開催する。
- 4 会長は、必要に応じ参加者を調整することができる。

(実務担当者部会)

第4条

協議会は、その会を円滑に進めるため、実務担当者部会(以下「部会」という。)を設置することができる。

- 2 部会は、連携校における小中連携教育コーディネーター、各教科等の教員で組織する。
- 3 部会に部会長、副部会長を置く。部会長、副部会長は、協議会の会長が指名し、部会の企画・運営にあたる。
- 4 部会は、部会長が会長と協議の上で、必要に応じて招集し、開催する。
- 5 部会長は、必要に応じ参加者を調整することができる。

(地域住民・保護者等)

第5条

協議会及び部会は、学校及び地域の実情に応じて、地域住民、保護者並びに関係機関の参加を求めることができる。

- 2 地域住民、保護者は、次に掲げるもののうちから会長が指名する。
 - (1) 当該学校の所在する地域住民で、教育に関する識見を有する者
 - (2) 当該学校に在籍する児童又は生徒の保護者
 - (3) その他会長が必要と認める者

(内容)

第6条

協議会では、次の事項について情報交換及び意見交換を行うものとする。

- (1) 小中連携教育の目標、基本構想に関すること。
- (2) 教科・領域等の連携教育プログラムに関すること。
- (3) 「小中連携教育の日」の内容に関すること。
 - ①教職員②児童・生徒③家庭・地域との連携、交流
- (4) その他各会長が必要と認めること。

(設置期間)

第7条

協議会の設置は1年間とする。

(開催日及び協議内容)

第8条

開催日は、教育委員会指導室が別途定める。

- 2 会長は、必要に応じて、協議会に代えて部会を開催することができる。
- 3 会長は、必要がある場合には、開催日及び回数を変更することができる。

(会場)

第9条

協議会は、原則として連携中学校において開催する。

(その他)

第10条

この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

付 則

この要項は、平成28年4月1日より施行する。

この要項の一部改正は、平成29年4月1日から適用する。

江戸川区小中連携教育基本方針

－ 併設型小中学校の設置を見据えて－【一部改訂版】

平成29年3月 発行

発行者 江戸川区教育委員会

所在地 〒132-8501

東京都江戸川区中央1-4-1

電 話 03-5662-1634

